

スポーツに関わる国の大きな動き

平成23年8月24日に施行されたスポーツ基本法は、これまでのスポーツ振興法を50年ぶりに見直されたものでした。その第2条には、基本理念として「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」といったことが挙げられています。

このスポーツ基本法を受けて平成24年3月20日に策定されたのがスポーツ基本計画です。子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進のための今後の具体的施策展開として、「地方公共団体においては、学校、総合型クラブ、スポーツ少年団、学校体育団体、競技団体、野外活動関係団体、スポーツ・レクリエーション活動関係団体、障害者スポーツ団体等が連携して、子どもの多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるための取組を推進していくことを期待する。」「国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握し、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進していくこと」といったことが挙げられています。

島根県の取組

県では、こうした国の動きを受けて、平成25年2月に島根県スポーツ推進計画を策定し、「障がい特性に応じて、誰もが参加し楽しむことのできるスポーツ活動の推進」について以下の通り記載しています。

課題

まず、誰もが一緒にスポーツをし、楽しもうとする意識、機運を高めることが大切です。

県の関係部局がそれぞれの役割を理解し、一緒にスポーツをし、楽しもうとする意識の重要性を共通認識して、推進のための協議の場を設定しなければなりません。

また、意識づくりと同時に、誰もが楽しめるハード面の環境、ルール作り、指導者養成、介助者等の条件整備が課題です。さらに、障がいの種類及び程度に応じた個別に必要な配慮や支援が何なのか、適切な判断も必要となります。

地域のスポーツ活動を担う、スポーツ推進委員などの指導者や各競技団体においては、健常者だけでなく障がいのある人たちにも視野を広げ、地域での機運づくりにあわせ、一緒にできること、楽しめることは何か、そのためには何が必要か検討しなければなりません。徐々に一緒にスポーツをする機会を増やしていくことも重要です。

具体的施策の展開

教育委員会と健康福祉部、県障害者スポーツ協会、県レクリエーション協会等の各関係団体との連携を強化し、県内の状況を把握します。適切に状況把握し、それぞれの障がい特性を理解した上で、一緒に活動できる運動、スポーツ、イベントについて検討を始め、可能なものから実施します。

スポーツ指導者の研修会等でのテーマの一つに障がい者スポーツを取り上げるなど、理解の促進を図るほか、各種研修会を通じて指導者のスキルを高めます。さらに、障がい者スポーツ指導者の有資格者を増やすとともに、各種大会の情報提供を県保健体育課や関係団体ホームページ等で行い、活動の場所や機会の確保に努めます。

また、関係機関と連携し、健常者や障がい者のスポーツ大会運営を相互にサポートするなどの機会を増やし、「健常者も障がい者も一緒にスポーツをすることができる」という意識の醸成をはかり、地域住民の理解と協力が得られるよう努めます。

この推進計画に基づき平成25年度から事業を実施しています。

目 的

生涯スポーツに関わる関係団体（協力者会議の構成団体）が連携して検討・企画・運営することにより、全ての県民に適切なスポーツ・レクリエーション活動の場を提供していくとともに、市町村や関係団体・種目団体等もその役割を担うことで、活動の場を広げていく。

障がい者のスポーツ活動を充実させていくために、スポーツをしている人が「障がい者のスポーツを知る」ことから取り組み、次に「一緒に楽しむ」場を増やしていくことで、「障がい者スポーツを支える人」に発展させていく。

概 要

1. 協力者会議

- 構 成 （公財）島根県体育協会、島根県レクリエーション協会、（公財）島根県障害者スポーツ協会、島根県健康福祉部障がい福祉課、島根県教育庁保健体育課【事務局】
- 内 容 事業の基本方針等の策定、取組の方向性の調整、事業成果の検証
しまねレクリエーションフェスティバルの企画、運営、評価

2. モデル事業

年度	受託団体	内 容
H25	益田市グラウンド・ゴルフ協会	聴覚障がいのある方が参加しやすいように手話通訳者が帯同する。サポーター養成講習会に会員が参加し、支援体制を整備する。
	島根県テニス協会	手をつなぐ育成会との連携による体験会を実施する。県スポレク祭に障がいのある方が参加しやすいプログラムを設定する。
	島根県オリエンテーリング協会	視覚障がいのある方が参加しやすいように音声コンパスを整備する。会場周辺の障がい者施設に積極的に参加を呼び掛ける。
	まつえレクリエーション協会	市内障がい者施設に積極的に参加を呼び掛ける。障がいのある方が楽しむことができるようなプログラムを工夫する。
	浜田市立国府公民館	域内特別支援学校と公民館所属団体との合同事業の実施。障がい者サポート活動との連携。
H26	（一社）島根県サッカー協会	県スポレク祭:壮年サッカーに知的障がい者県選抜チームが参加。支部での活動が広がるような体制づくり。
	島根県テニス協会	特別支援学校や障がい者施設の巡回訪問（前年度事業の拡大）。県スポレク祭に障がいのある方が参加しやすいプログラムを設定。
	みとやスポーツクラブ	ユニバーサルデザインでのプログラム開発（スポーツ吹き矢）。スポーツ推進委員等サポートスタッフの養成。

3. サポーター養成事業

- 1 ね ら い 障がい者スポーツの実態を知ってもらい、それを「見る」「支える」ことができるがサポーターとして関わってもらおう。これにより障がい者スポーツの環境整備につなげ、将来的には障がい者と健全者が一緒に活動できる場へと発展させていく。
- 2 内 容 講義、実技
- 3 講 師 島根県障害者スポーツ指導者協議会又は島根県障害者スポーツ協会事務局
- 4 活 動 例 ①スポーツ推進委員協議会研修としての活用
②社会福祉協議会等福祉関係部局との連携による実施 他

4. 啓発・広報事業

- 1 啓発事業 リーフレットの作成・配布
- 2 広報事業 メディアへの積極的な情報提供、HPでの情報発信（関係機関のリンク）

○モデル事業（県スポーツ・レクリエーション祭）



オリエンテーリング

三瓶青少年交流の家周辺で開催されたオリエンテーリングに、近くの障がい者施設の方に声掛けをして参加していただきました。



サッカー

シニア選手のテクニック、知的障がい者選抜チーム選手のスピードとスタミナ。お互いの良さを認め合う場になり、それぞれの地域での活動に広がりました。



スポレク広場：松江

障がいの有無に関わらず、子どもたちが地域で様々なレクリエーションを楽しむことができる場として実施され、障がいのある子どもが幼児のサポートをするなど自然と交流する姿が見られました。



テニス

事前に、障がい者施設に出向き体験会を行ったことが浜山運動公園での参加につながりました。見通しを持って、安心して参加できる環境を整えていくことも重要です。



グラウンド・ゴルフ

聴覚障がいのある方が、「自分の住む町以外の大会に初めて参加した。楽しかった。」と嬉しそうに話して下さいました。手話通訳者の方がいらっしゃるということが後押しになったようです。

フライングディスク



車イススラローム



風船バレー



ボッチャ

レクリエーションフェスティバル

レクリエーションフェスティバルでは、障がいのある方も含めて、誰もが気軽に楽しむことができる場をいくつも設定しています。また、県障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ指導者協議会の方には、障がい者スポーツが体験できる場を運営していただいています。

○サポーター養成事業



益田市で実施した事業では、あいサポート研修を活用した基礎的な障がい者サポートを研修した後に、グラウンド・ゴルフにおいて肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がいなど様々な障がいを想定したサポートについて研修しました。相手の不便さを感じた時に、そこに寄り添う気持ちとサポートできるスキルが大切です。

こんなときにはどこに相談すればいいの？

障がいのある子どもでもスポーツ少年団に入って活動ができますか。



自分の総合型地域スポーツクラブでも障がいのある方を受け入れたいけど、どんな活動をしたらいいかわからない。



(公財) 島根県体育協会内の
しまね広域スポーツセンター
にご相談ください。
TEL : 0852-60-5053
FAX : 0852-26-4733
E-mail:shimaneken@japan-sports.or.jp

子どもたちから高齢者まで、地域の誰でも楽しむことができるスポーツやレクリエーションをやりたい。



島根県レクリエーション協会に
ご相談ください。
TEL:0852-21-7778
FAX:0852-33-7246
E-mail:simarecj@vega.ocn.ne.jp

自分は障がいがあるが、多くの人と一緒に体を動かしたい。地域にどのような活動の場があるか紹介してほしい。



(公財) 島根県障害者スポーツ協会
にご相談ください。
TEL:0852-20-7770
FAX:0852-32-5982
E-mail:info_office@spokyo.org

障がいのある方を支えるために何かをしたいけど、どこに相談をしたらいいか分からない。



島根県保健体育課
生涯スポーツ振興グループに
ご相談ください。
TEL:0852-22-5423
FAX:0852-22-6767
E-mail:hotai@pref.shimane.lg.jp

島根県教育庁保健体育課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
☎0852-22-5423 FAX0852-22-6767
<http://www.pref.shimane.lg.jp/hokentaiku/>